

通知第〇〇〇号  
令和2年10月15日

○県○市○町○丁目○番○号  
○○商事株式会社  
代表取締役 法務太郎 殿

〒260-8518  
千葉市中央区中央港一丁目11番3号  
(千葉地方合同庁舎)  
千葉地方法務局法人登記部門  
TEL 043-302-1315

### 通知書

貴社（貴法人）は、令和2年10月15日現在において、最後の登記をした後12年又は5年を経過していますが、同日、会社法第472条又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条若しくは第203条の規定に基づく法務大臣の公告（下記の要旨参照）がされたので、通知します。

なお、まだ事業を廃止していない旨の届出は、この書面（下段）を用いてすることができます。

### 記

#### 公告の要旨

最後の登記後12年を経過している株式会社及び最後の登記後5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人は、まだ事業を廃止していないときは、本店又は主たる事務所を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

この公告の日から2か月以内にその届出がなく、登記もされないとときは、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和2年10月15日

### 《記載例》届出書

（切り離さないでください。）

当社（当法人）は、まだ事業を廃止していません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

本店又は主たる事務所（※）	○県○市○町○丁目○番○号	押印欄
商号又は名称（※）	○○商事株式会社	
代表者の資格（※）	代表取締役	
代表者の住所（※）	○県○市○町○丁目○番○号	
代表者の氏名（※）	法務太郎	
代理人の住所（代理人が届け出る場合）	○県○市○町○丁目○番○号	
代理人の氏名（代理人が届け出る場合）	○○○○	
連絡先電話番号（※） (日本中に連絡が可能な電話番号)	○○一○○○○一○○○○○	
※の欄は必ず記載してください。		

※ 届出書に不備があった場合、公告の日から2か月以内に補正の申出をしないと、期間満了時に解散したものとみなされます。

千葉地方法務局法人登記部門 御中

- （注）1 届出書に記載する事項が、登記簿に記録されている事項と符合していないときは、適式な届出として取り扱われません。
- 2 届出書は令和2年12月15日までに当庁に到着するように郵送又は持参してください。代理人により届け出る場合は、委任状を添付してください。
- 3 届出は、書面でしなければなりません。この書面以外の用紙を用いて届け出る場合には、必ず登記所に提出してある印鑑を押印してください。代理人により届け出る場合には、登記所に提出してある印鑑を押印した委任状を添付してください。
- 4 昨年度に同様の届出をした場合であっても、必要な登記申請又は再度の届出をしない限り、解散したものとみなされ、登記官が職権で解散の登記をすることとなりますので御注意ください。
- 5 届出又は登記がされた場合には、登記官は裁判所に対して過料事件の通知を行いますので、裁判所で過料に処せられる可能性があります（会社法第915条、第976条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第303条、第342条）。

通知第 号

※ 届出書は切り取らずにそのまま提出してください。